

議 事 録

会議名	平成21年度第3回寒川町外部評価委員会		
日 時	平成22年2月22日（月） 午後2時00分から午後5時20分まで	開催形態	公開
場 所	議会第1会議室（寒川町役場3階）		
出席者	<p>委員：金井委員（委員長）、宮内委員（副委員長）、 今井委員、小栗委員、本郷委員（欠席者：なし）</p> <p>説明者：①環境基本計画推進事業（環境課） 小泉課長、鈴木副主幹、伊藤主任主事</p> <p>②道路維持補修事業（道路課） 柏課長、常盤技幹、富田主査</p> <p>③寒川駅北口地区土地区画整理事業（寒川駅周辺整備事務所） 新倉所長、黒木副技幹、大八木主査、飯尾主査</p> <p>④シルバー人材センター支援事業（高齢介護課） 大川課長、天野主幹</p> <p>⑤企業誘致促進事業（産業振興課） 田代課長、中嶋主幹</p> <p>⑥町民相談事業（町民課） 木内課長、山口主査</p> <p>事務局：小島専任主幹、樋口副主幹、小川主任主事</p>		
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価の実施 ①環境基本計画推進事業 ②道路維持補修事業 ③寒川駅北口地区土地区画整理事業 ④シルバー人材センター支援事業 ⑤企業誘致促進事業 ⑥町民相談事業 ・その他 		
決定事項			

開 会	(金井委員長) 定刻となったので、会議を始める。本日は担当課から事業についてのご説明を受け、30分ずつ、6事業のヒアリングを予定している。早速だが、ヒアリングに入りたい。
議 事	〈ヒアリングの開始〉
①環境基本計画推進事業	<p>(金井委員長) それでは、環境基本計画推進事業について、担当課から説明をお願いします。</p> <p>(小泉課長) 概要説明書において記載しているが、この事業の必要性は、地球温暖化についてIPCC（気候変動に関する政府間パネル）がこのままで行くと今世紀末には地球全体の温度が2.4℃～6.4℃上昇する可能性を示唆した。海面上昇による土地の喪失、干ばつや洪水などの異常気象、砂漠化などが危惧されている。地球温暖化の大きな要因である、温室効果ガスの増加を抑制するためには、一人ひとりが認識し、行動しなくてはならないということに他ならない。町は、町民が健康で恵み豊かな自然を享受し、将来に向けて継承するために、環境の保全をしていかななくてはならない。環境保全のために、『町、町民、事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担を自主的、積極的に行わなければならない』ことを基本理念とした環境宣言、そして環境基本条例を策定した。</p> <p>また、総合計画上、環境保全担当が受け持つ事業は、「環境基本計画推進事業」の他に、クリーンエネルギーの有効活用事業、環境情報の提供、地球温暖化防止対策の推進事業等があるが、予算を伴う事業を実施できない状況である。そのために、関連事業は、環境基本計画推進事業に予算の中では計上している。また、藤沢市、茅ヶ崎市との2市1町で湘南エコウェーブを20年度に立ち上げ、広域で環境問題に取り組んでいる。環境基本計画自体は総合計画に沿った形で構成している。環境の視点から町がめざす、環境像「一人ひとりが自然と文化を愛する水とみどりのまち」を生活環境や自然環境等、六つの側面からとらえ、それぞれ目標を定め、取組内容やその評価を、報告書として環境審議会に諮問し、提出された答申と共に公開している。</p> <p>本事業費の中でもっとも大きなウエイトを占めているのは、人件費（8割）、次に環境基本計画改定版の印刷代（7%）、審議会の報酬、環境町民会議（さむかわエコネット）に対する交付金（3%）となっている。</p>

さむかわエコネットは、結成から4年がたった。その間、交付金の支出を続けている。さむかわエコネットは町民・事業者・団体が基本となり、望ましい環境像「一人ひとりが自然と文化を愛する水とみどりのまち」を実現するため設立した。参加者みなさんがボランティアの立場で、3部会に別れ活動を進めている。

具体的な活動としては、目久尻川の河川において、ごみ拾いや草刈りなどの実践活動や、アイドリングストップ等の省エネに関する啓発活動を行っている。環境をいかに守っていくのか、自分たちができること、環境保全に寄与することがさむかわエコネットの目的である。環境報告書のタイトルだが、寒川町環境報告書及び地球温暖化対策推進実行計画報告書と二重に記している。これは、地球温暖化対策推進に関する法律において京都議定書の目標達成のため、町の事務事業において発生する温室効果ガスを把握するなど、地球温暖化対策推進の実施計画を策定し、結果報告を公開している。

(金井委員長) 担当者から補足説明等はあるか。

(鈴木副主幹) 特にない。

(金井委員長) では、質疑をはじめたい。ひとつ確認したいのだが、環境審議会のメンバー構成は。

(伊藤主任主事) 環境基本計画改定版147ページに委員名と所属団体を示している。

(鈴木副主幹) 環境審議会の構成は、公募の町民が3名、教育委員会、事業所関係、商業関係、漁業関係、勤労関係、農業関係、自治会関係者、女性代表、環境団体関係、学識経験者として大学教授と神奈川県環境科学センター、環境省の環境カウンセラーで、合計15名である。

(金井委員長) 環境団体所属の方とは、公募の町民のことでよいか。

(鈴木副主幹) 公募の町民のうち2人はさむかわエコネット所属である。

(本郷委員) 審議会は、町が策定した改定版を審議するということか、それと策定自体に、審議会が関与しているのか。改定版を策定するために審議会があるのか。

(鈴木副主幹) 策定するための審議会である。

(本郷委員) 審議会が主体となって策定していることでよいの

か。

(鈴木副主幹) 今回は改定版であるが、本編を平成15年3月に策定している。この本編を基に検討していただいている。

(金井委員長) 会議は計3回の開催か。

(鈴木副主幹) 平成20年度の3回というのは、環境基本計画の進行管理ということで、3回実施したが、策定するに当たっては、他に2回会議を開催した。計5回となる。

(金井委員長) 審議会では、グループワークによる検討や研究等を行うことはないのか。

(伊藤主任主事) 平成20年度では、環境基本計画の改定版の策定にあたっては、グループ分けは行っていない。

(金井委員長) 報告書作成のための事業費が0円となっているが、庁内で作成なのか。かなりのマンパワーがかかっていると思うが。

(鈴木副主幹) 各課に担当者をおき、その担当者に対し、ヒアリングを行っている。その結果をとりまとめ、環境調整委員会の専門部会(課長級)において、審議した上で、調整委員会にかけ、確認後、部長会議、政策会議にかけ、その後環境審議会に諮り、公表という形をとっている。

(小栗委員) 全体的に盛りだくさんで、具体的な内容が見えない。重点項目はどのような経緯で重点項目としたのか。報告書では、未達成が多い。これは、目標値が高すぎるのか。あるいは、現在は未達成ではあるが、長期的な目標であり、達成までの目処が立っているのか。

(鈴木副主幹) 重点プロジェクトについては、改定前の状況を考慮して、今後何に力を入れるべきかを審議会で審議し、これまでの環境基本計画の中の21項目から3項目を選定した。未達成事項については、平成23年度が最終年度となっている。基準年度は平成18年度としている。目標の達成状況は、平成23年度までにどこまでができるのかということで未達の状況を評価している。

(金井委員長) 報告書について町民から意見の募集をしているが、何件の意見の提出があったのか。

(伊藤主任主事) 平成20年度は3人からの提出があった。

(金井委員長) この報告書の閲覧場所は。

(伊藤主任主事) 閲覧場所は、環境課、情報公開コーナー、町

内の出先機関や、各公民館、総合体育館、総合図書館、健康管理センターとしている。

(金井委員長) 持ち帰りができる形か。

(伊藤主任主事) 閲覧のみとしている。

(金井委員長) 閲覧人数は把握していないということか。

(伊藤主任主事) 把握できていない。閲覧場所に、アンケート用紙を一緒に設置しているが、今のところ実績は、1件のみである。

(金井委員長) 環境町民会議は環境基本計画の策定に伴い、募集したのか。

(伊藤主任主事) 環境行動指針を平成15年に作成した。指針は、行政編、町民編と分けて作成した。町民編を作成したメンバーの中から、その流れをくんで活動してくれる人を募集したところ、15人が集まった。現在は32人。

(宮内副委員長) 環境基本計画は幅が広い。計画をいかに実行するかが重要。行政だけではなく、町民や団体、事業者が一体となって実行しなければ、この計画は進まない。計画を推進する中で、弊害となるものは何か。

(鈴木副主幹) 地球温暖化対策として、温室効果ガス削減があるが、その中の効果、目標として一番大きく占めるのが、排ガスの抑制である。これを、どのように進めていくのかは、非常に難しい。グリーンカーテン等の取組も行っているが、効果は小さい。また、どこまで削減するかということも不明確であり、どこまでを進めるべきかということがはっきりしていない。寒川町内で、実際にどのくらいの電力量を使用しているのかというデータも、東電からは提供されない状況である。県内の電力量は公表されているが、これでは、町の取組目標としては目安にならない。現在の目標値は、県内の電力量を基に人口割りで算出したものを使っている。

(金井委員長) 環境基本計画にある電力量は、予測数値を使用したということか。

(鈴木副主幹) そうである。削減するということについては進めていく。行動指針の行政版にある数値は、庁舎内等の温室ガス削減数値なので、実際の数値を使用しているが、町民版については、寒川町でどのくらい効果が上がっているのかという事は測れない。

(金井委員長) 5%削減できたかどうかということも、推測値ということか。

(鈴木副主幹) そういうことになる。

(宮内副委員長) この計画は、緑から始まり、生活や環境までの計画である。それを実証するために、行政版、町民版と行動指針があるが、団体や企業に対する働きかけや調整はどこが行っているのか。

(鈴木副主幹) 環境団体（さむかわエコネット）については、環境町民会議の中で行っている。事業者に対しては、審議会の中に事業者や勤務者の代表を含めたメンバー構成となっているので、そういうところからの意見聴取という形としている。

(金井委員長) 庁内の地球温暖化対策で、自動車をどうするかという検討の中で、例えば“歩いて暮らせるまちづくり”を進めていこうとなったとき、他課との連携はとれるのか。

(鈴木副主幹) 事業ごとの中で、類似事業はないが、関連事業はある。広くいえば「住みよい町づくり」も環境、地球に優しい低炭素社会の形成ともいえるが、幅広くなりすぎてしまう。基本は、各課とのヒアリングにより調整を行い、専門部会（課長級）、部長会議に諮っていく。この中で、調整ができるものと考えている。

(今井委員) 環境町民会議へ30万円を交付しているが、この団体は町が作ったということか。

(鈴木副主幹) 町が呼びかけている。

(今井委員) 環境町民会議の役割はどういったことなのか。環境町民会議に参加している方が、活動した内容、結果、効果を環境審議会に戻していくことが役割なのか。それとも、一方的に環境について外部に発信するだけのものなのか。

(伊藤主任主事) 環境基本計画や環境行動指針に基づき、町民の方々に構成している団体が、自ら、何をすべきか考え、活動していくこと。もちろん、環境基本計画を推進していく1つの体制と考えている。現状としては、さむかわエコネットの活動内容を審議会へフィードバックすることは行っていないが、審議会のメンバーにエコネットのメンバーも含まれているので、エコネットの活動内容は審議会の中でも理解されているところである。

<p>②道路維持補修事業</p>	<p>(今井委員)町から環境町民会議へ30万円の助成をしているのだから、その活動に対し、どのような結果が出たのかという報告を受け、その内容を、計画や他事業に反映していくということはないのか。エコネットは、ただ、環境保全活動をしていくのみの団体なのか。</p> <p>(鈴木副主幹)環境町民会議に対する評価は行っていない。学校で生徒を対象とした環境学習や町とエコネットで協賛して野鳥観察会などを行っている。町民等の環境活動を担う団体である。</p> <p>(今井委員)概要説明書に“環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにする”とある。この責務とは、具体的にはどんなことか。</p> <p>(伊藤主任主事)環境基本条例の中で、それぞれの責務を謳っている。</p> <p>(鈴木副主幹)第4条から第7条において、町の責務、町民の責務、事業者の責務、滞在者の責務を規定している。</p> <p>(今井委員)漠然としていて、非常にわかりづらい。何か具体的なものはないのか。</p> <p>(鈴木副主幹)町民に対しては、概要版を全戸配布している。概要版の中で、それぞれが何をすべきかを記している。</p> <p>(金井委員長)他に質問はないか。それでは、環境課のヒアリングを終了とする。</p> <p>(金井委員長)それでは、道路課の「道路維持補修事業」についてのヒアリングをはじめます。担当課からの説明をお願いします。</p> <p>〈事務事業評価シート、概要説明書に沿って説明〉</p> <p>(金井委員長)質疑をお願いします。</p> <p>(宮内副委員長)維持管理計画に基づいて実施していると思うが、町道とは、何年ごとに舗装しなくてはならないのか等のガイドラインなど、国から定められてものや、道路法などの基準等はあるのか。</p> <p>(常盤技幹)特にない。</p> <p>(宮内副委員長)ないということは、町が独自で、舗装して何</p>
------------------	---

年経過したから舗装を打ち換えた方がよいといった判断で作成した計画ということか。

(常盤技幹) そうなる。町としてのガイドラインが今まで無かったため、平成19年度に維持管理計画を策定した。これに基づき、状態の悪いものから順次補修をしていく。

(宮内副委員長) 職員の目視による調査に基づき、各町道をA～Dにランク付けを行ったということだが、この維持補修にかかる工事は、おそらく、競争入札により委託していると思うが、中には、計画にはなかったが、緊急的に地元の要望が多く、工事が必要となる箇所もあると思うが、そういった考え方はこの計画にどのように反映されているのか。

(常盤技幹) 維持管理計画の中でのランクは、あくまでも、道路の状況、老朽の度合いによって決定する。ここでは大規模な維持補修が対象となる。町民の要望については安全対策事業という別事業の中で対応する。

(宮内副委員長) 台風や水害等の災害対策は含まれないのか。

(柏課長) あくまでも、老朽化等による補修のみ。

(宮内副委員長) 事業費として1億円を使っている。過去も、ずっと1億円程度の事業規模、また、計画上でも1億円程度の計画であったのか。

(柏課長) 総合計画の位置づけにある。ベースとして、1億円程度としている。

(本郷委員) このようなランク付けは近隣市町も行っているのか。目視調査ということだが、どのくらいのスパンで行っているのか。調査の義務付けや、この計画の見直しの頻度は。

(常盤技幹) 法的な義務づけはない。こういった調査を行っているのは市町では他にないと思う。県では県道の維持保守計画を委託により策定している。通行量によって違うが舗装の打ち換えの時期の目安は10年程度としてきたが、平成19年に策定した維持補修計画では、10年経過した路線を打ち換えるということだけではなく、老朽化の程度により道路維持を進めることとした。

(金井委員長) 神奈川県では市町で行っているのは寒川町だけということだが、他市に比べ進んでいるということか。

(常盤技幹) 進んでいるということではない。町域が狭く、寒川だからこそできる計画である。また、今回調査対象とした

ものは、幹線町道といわれる1級町道、2級町道とそれに準ずる町道とした。総距離にして90キロ程度。これ以上のものになると、職員での対応は難しくなると思われる。県の計画は委託により策定している。

(金井委員長) 他市町がランク付けを行っていないということは、崩れてから維持補修を行っているということなのか。

(常盤技幹) 道路の打ち換えの目安は10年である。10年をもとに判断しているのではないか。その他、住民からの要望等であろう。

(金井委員長) ランク付けをする中で、評価の基準を決めることは難しいと思うが、例えば、陥没が見られるということであれば、当然Dランクになるのか。そこまでいってしまった場合は、緊急工事を行っているのではないか。工事をしなくては事故を誘発してしまう恐れもある。この2つの事業の違いは。

(常盤技幹) 調査でA～Dにランク付けを行ったが、Dについては、すぐにも補修しなくてはならないと担当職員としては考えている。しかし、財政が厳しく、なかなかそこまでの予算措置ができないのが現状である。応急的に職員が穴埋めしたりしている。それで足りない場合は、安全対策工事という形で、発注している。

(金井委員長) 応急措置は、安全対策工事を実施し、全面打ち換えは、この事業で行われるということによいか。

(常盤技幹) ご質問のとおりである。

(金井委員長) この事業では、通りやすくする、歩きやすくするというので工事を行うことはないのか。

(常盤技幹) ない。

(柏課長) どの自治体にもいえることだが、バブルの時代に、道路整備にかなりの投資をした。10年以上が過ぎ、整備した箇所が一斉に補修をしなければならない状況になっている。その中でも痛みのひどい箇所から、計画的に補修していくことが必要であり、財政状況を加味した上で進めなくてはならない。

(金井委員長) この事業で行うものは、本当に打ち換えのみによいか。工事のついでに改良を行うというようなことは全くないのか。

<p>③寒川駅北口地区土地区画整理事業</p>	<p>(常盤技幹) 今回の調査、計画では、舗装の他に、側溝も併せて調査している。道路の側溝が危険な場合は、打ち換えと同時に改良することもある。側溝には幅が60センチ程度の蓋をしているが、ガタガタしている箇所のコンクリートの打ち換えを同時に行うことはある。</p> <p>(金井委員長) この工事にあわせ、通行帯を変えるだとか、道路幅の拡幅を伴わない歩道の設置等を行わないのか。</p> <p>(常盤技幹) 維持補修の事業では行っていない。歩道の設置などは、新設改良の事業で実施する。</p> <p>(小栗委員) 競争入札の条件等はあるのか。</p> <p>(常盤技幹) 5千万円以内は町内企業が参加してできる一般競争入札。超えると県内企業が参加する一般競争入札となる。この事業で行う工事は、殆どが5千万円以下の工事である。</p> <p>(今井委員) 将来的に大きな変更がわかっている区域を対象とすることはあるのか。例えば、幹線道路予定地で、3年後に着工することが予定されているのに、維持補修を行うことなどはあるのか。</p> <p>(常盤技幹) 補修工事前に、今後の予定などは確認するため、そのようなことはない。</p> <p>(宮内副委員長) 1つだけ確認したい事項がある。職員が行う維持補修についての材料費はどのようになっているのか。概要説明書では、0円となっているが。</p> <p>(柏課長) 原材料費はかかっている。記載誤りである。</p> <p>(金井委員長) 他に質問等がないようなので、これで終了とする。</p> <p>(金井委員長) それでは、寒川駅周辺整備事務所の「寒川駅北口地区土地区画整理事業」についてのヒアリングをはじめます。担当課からの説明をお願いします。</p> <p>〈事務事業評価シート、概要説明書に沿って説明〉</p> <p>(金井委員長) 質疑をお願いします。</p> <p>(小栗委員) 当初の計画から随分期間が経過している。当時とは時代背景、社会情勢、景気、考え方が変化していると思うが、事業の見直しを検討しているか。5年間の延長の際には</p>
-------------------------	---

どうなのか。

(新倉所長) 区画整理事業は最初ある枠を決め、その中で地権者を動かしていくこと。減歩率などもあり、途中で大きな見直しはできない。

(本郷委員) 5年の延伸ということだが、委託先の契約をすべてやり直したということか。計画された移転数は平成22年度に向け、ほぼ集約されてきていると思ってきたが。延伸の最大の理由は財源なのか。移転の交渉がうまくいっていないためなのか。5年を延伸するために新たな財源が必要となることはないのか。

(新倉所長) 本年度当初の計画では、平成21年度中に移転などの工事や公共施設の用地を確保しようとしていた。平成22年度は換地処分を行う期間、清算金(土地の交換についての差金)を支払う期間としていたが、これが、平成22年度中に終わらない状況である。交渉の状況だが、計画自体の反対者はあまりいないが、補償金について納得していただけない方が少数だがいる。その部分については交渉が困難となっている。5年の延伸によって、事業費が大幅に伸びることはないが、人件費、事務所の経費はかかってきてしまう。

(宮内副委員長) 減歩率は13.1%となっている。他市の区画整理事業で組合施行の場合は25%以上の減歩が多い。13.1%は当初の計画数値ではないのか。今回の区画整理事業には保留地がない。一般的には保留地をとっている。よくこれで納まったと思う。

(新倉所長) 計画当初は、もっと広い区域であった。区域を縮小した際、住民から13.1%は変えるなという声が大きかったため、減歩率はそのままとした。厳しいことは事実であるが、保留地がないのでどうにかやりくりしている。

(宮内副委員長) 区画整理地内の土地の評価は区画整理が完了することにより上がる。土地の面積が狭くなったとしても資産は上がるのではないか。そういう意味で地権者は協力をするものである。5年の延伸は、税金をそれだけ多く投入することになる。1日でも早く完了するよう、地権者の協力を得るよう努力していただき、駅の周辺が活性化するようお願いしたい。

(金井委員長) 駅前の公共空間の創出ということであろうが、

その点についての進捗状況等を説明願います。

(新倉所長) 公共の空間というと、駅前広場と、都市計画道路をはさんだ1号街区公園になる。今年度、駅前広場については工事の発注をしている。まだ一部家屋があるが、来年度中にはすべて完成する予定である。エレベーター、エスカレーターの設置についても一部遅れているが、街区公園を含め、今年中には完成し、寒川の顔が見えてくる予定である。

(金井委員長) 都市計画決定が平成元年、事業計画決定が平成4年である。事業計画となると地権者と施行者との話が多くなってしまいがちだが、その後も事業計画の変更があるが、この20年間で、駅前や公園はどうなるのかなど地権者以外の町民からの意見などはどのように反映しているのか。

(新倉所長) 地権者の認識は、自分たちの土地を出して(土地を喪失して)進めているんだという意識が強い。その中でまちづくり協議会という地権者の会で認めてもらえるような協議がされるが、あまり他の地区の町民の声は意識していないのが現実である。

(金井委員長) 今の段階では、公園の設計もできているということか。公園の設計なども決まったことが公表されるだけということになるのか。

(新倉所長) 予定している公園はイベントが実施できるようなものではなく、防災にそなえ、ほとんどフラットで、お金をかけないような公園を造る予定である。あまり、反対の声は聞かれない。

(金井委員長) 事業系の店舗に囲まれた公園ということだが、若者がたまってしまうなどのおそれはないのか。

(新倉所長) 現実的には、そういったことがある。既に集まりつつあるが、近隣の商業主などは、監視カメラをつけるなどの自己防衛措置を執っている。

(金井委員長) 公園ができることによってかえって住環境が悪くなることもあり得るのではないか。

(大八木主査) 道が広くなったため車が止めやすい、明るくなったなどにより若者が集まってしまう。また、ごみを捨ててしまう、など、新たな課題に対応しなければならない。

(金井委員長) みんなの公園、みんなの駅前広場、という意識が少ないと施設が完成した後の維持管理、掃除にいつまでも

④シルバー人材センター支援事業	<p>税金を投入することになってしまう。 他にご意見等ございますか。なければ終了します。</p> <p>～～～（5分間休憩）～～～</p>
	<p>（金井委員長）それでは、高齢介護課の「シルバー人材センター支援事業」についてのヒアリングをはじめます。担当課からの説明をお願いします。</p> <p>〈事務事業評価シート、概要説明書に沿って説明〉</p> <p>（金井委員長）質疑をお願いします。</p> <p>（本郷委員）高齢化に伴い、今後はシルバー人材センターの必要性が高くなると思う。資料1に県内の各シルバー人材センターの状況があるが、この中で受注先の公民比をみると、寒川町は公共が68.5%に比べ、民間が31.5%と低い。民間からの受注件数は今後増える見込みはあるのか。</p> <p>（大川課長）民間への働きかけを行っている。営利を目的としてないので、なかなか参入が難しいところではあるが、積極的に取り組むように指導している。</p> <p>（本郷委員）公共の仕事に頼っているということなのか。</p> <p>（大川課長）独立するための努力はしている。また、独立して運営できるよう指導している。</p> <p>（小栗委員）2千万円の事業費は人件費ということだが、この内訳はどうなっているのか。</p> <p>（大川課長）事務長を入れて5人。部長級が1人、課長級が1人、担当職員が3人である。事務局の人件費は国が30%、町が66%で残りの4%が自己の収益である。</p> <p>（小栗委員）シルバー人材センターの売上をもっと人件費に充てられないのか。</p> <p>（大川課長）公益法人であるため、法の規制がありどこまでできるのかは検討している。事業に伴う事務費は現在8%であるが、規定の中ではこれを10%まであげることが可能である。法人格の見直しもあり、収益を上げた部分をどこまで人件費に充てられるのかは調査研究中である。</p> <p>（宮内副委員長）公共と民間の割合で寒川は公共の比率が県内</p>

でトップである。民間の率が高いシルバー人材センターは努力しているものとも考えられる。寒川は何もしなくても、町からの仕事があるから安泰だと思っているのではないか。もっと、公共から民間へと転換されていくべき。シルバー人材センターが存続するためにはもっと努力が必要である。

(今井委員)シルバー人材センターは退職した方の専門知識を無駄なく、継承し、存続させていこうという団体かと思っていたが、資料を見ると、技術や知識のない会員に研修をして派遣するということもあるようだ。植木の剪定の講習や、刈り払い機の操作の講習がある。この程度のもので、民間と対抗するのはなかなか難しい。これでは民間の仕事が少ないのもうなずける。幅広く、ある程度専門性の高い人などを積極的に会員に入れるなどの、人材確保に努める必要がある。

(大川課長)パソコンの講習などは技術を持った人を入れていく。専門性を持った人がシルバー人材センターに有効的に関与していただけるかは今後の研究材料である。シルバー人材センターの目的としては、退職後の就業機会の確保のほか、家に閉じこもるのではなく社会参加の場を提供し、健康を維持していただくことも目的としている。この2つが両輪となってシルバー人材センターが成り立つものと考えている。

(今井委員)最終的な目的は、概要説明書の類似事業とかなり近いものであると思う。

(金井委員長)確認だが、技術を持った会員は、講習会の講師をやるのではなく、その方をプロとして民間に派遣をするということなのか。

(大川課長)派遣することとして検討しているが、需要が少なかったため発展していない。民間としても再雇用などで対応することを考えているようだ。

(小栗委員)民間の事業者としての意見だが、シルバー人材センターからの派遣は雇用する立場からすると難しい。法的な規制などがあるのか。

(大川課長)そのあたりは、今、検討しなければいけない事項である。

(金井委員長)他の市町で民間の率が高いのはなぜなのか。

(大川課長)民間といっても、企業ではなく個人の家の草取りなども含まれる。そういった業務が多くを占めていると考え

られる。

(金井委員長) なぜ、町ではこの需要が少ないのか。PR不足なのか。

(大川課長) 同じ仕事を民間とシルバー人材センターと比べると利益を求めている分、安いはずである。また、何かを請け負った際に次回や他の業務についても宣伝している。

(金井委員長) 登録している男女比をみると、女性の割合が低い。女性に向いている仕事が少ないということか。

(大川課長) 家事援助なども研究しているが、需要と供給を考えて会員の男女比や仕事の内容を検討する必要があると考えている。

(宮内副委員長) 2,000万円の補助が町から出ている。特定の人に業務が集中していないかなどの確認、(ワークシェアリングができていないかどうかの確認) はしているのか。

(大川課長) 特定の人に集中しないよう、ワークシェアリングを実施しているため、就業率は高率となっている。

(宮内副委員長) 来てもらう人からすると、能力の高い人がいいに決まっている。その辺はどうなっているのか。

(大川課長) 班長、副班長、部員と分けて行っている。能力差を加味しながら、派遣している。

(宮内副委員長) 派遣を受ける側、シルバー人材センターに仕事を依頼する側の観点に立って考えることが必要である。

(金井委員長) 今のような件では、1人で業務に当たるケースもあるのではないかと。個人宅からの仕事で、1日や半日でできるような仕事の場合、どうするのか。いろいろなレベルの人がいるのでは、問題が出てくるのではないかと。

(大川課長) そのため、研修により技術力の向上を目指している。

(金井委員長) そうすると、前回のあの人をお願いしたいと思ってもできないということになる。

(大川課長) 特定の人に仕事が集中するようなことはしていない。仕事が偏ると特定の人にのみ収益が上がり、他の会員には全く収益がいかないようになってしまう。

(小栗委員) それは、他の市町村でも同様の方法をとっているのか。

(大川課長) そうでない市町村もある。そのため、一部の人に

<p>⑤企業誘致促進事業</p>	<p>仕事集中することもある。慣れた人が行けば順調に進むこともあろうが、町はそういった方向は目指していない。みんなが働けることを重点としている。</p> <p>(金井委員長) 老人福祉的な観点からの考えですね。</p> <p>(宮内副委員長) なかなか難しいですね。</p> <p>(金井委員長) 他に何かありませんか。ないようですのでここで終了します。</p> <p>(金井委員長) それでは、産業振興課の「企業誘致促進事業」についてのヒアリングをはじめます。担当課からの説明をお願いします。</p> <p>〈事務事業評価シート、概要説明書に沿って説明〉</p> <p>(金井委員長) 質疑をお願いします。</p> <p>(今井委員) 企業誘致促進事業は、今後の町の財政に大きく関係する事業である。将来的な効果の大きさの反面、ホームページやチラシ等でのPRにとどまっておらず、PRが積極的でない気がする。他の市区町村でも、この程度のことしかしていないのか。他市の状況はどうなのか。もっと積極的に、盛んにやっているなどはないのか。</p> <p>(中嶋主幹) 本事業を開始した平成18年度に各企業に固定資産税の償却資産の免税に関するパンフレットを送っている。また、毎年、工業協会に出向いて事業の説明をし、周知をしている。県のインベスト神奈川においても冊子の中で町の事業をPRしている。他の市町も同様であるようだ。</p> <p>(今井委員) 町外の企業に対しては、希望する企業からのアプローチだけということか。町が進んで誘致することはないのか。</p> <p>(中嶋主幹) 町の現状として誘致する土地の少なさもあり、このような状況である。</p> <p>(金井委員長) 既存企業も含めるということは、既存企業の町外への移転を防ぐということなのか。</p> <p>(中嶋主幹) そのとおりです。</p> <p>(小栗委員) 県、国の施策も大切ではあるが、町の税収は工業で持っていると言っても過言ではない。町の収入の6割くら</p>
------------------	--

いが税である。県のインベスト神奈川が終期となり、県の制度が大きく変更する予定。町として、雇用の面から、もっと重点項目とすべきではないか。既存企業に限らず、対外的にも広く実施すべき事業である。

(金井委員長) 土地がないということはどういう事か。都市計画上の制限で工業立地できる土地がないということなのか。それとも、商業等の土地も少ないということか。

(田代課長) 広い面積の一団の土地がないということである。今後は田端西地区のインターチェンジ付近で少し、工業系の地区を作ろうという計画がある。外に向かってのPRはまだである。

(金井委員長) インターチェンジができることは決まっているのか。

(田代課長) インターチェンジは決まっているが、都市計画の線引きがまだできていない。そのため、手をつけることができない部分もある。

(金井委員長) インターチェンジは決まっているのに、都市計画の用途地域の決定はそんなに遅いものなのか。

(宮内副委員長) 寒川町が、未来に向けどのような町にしようというビジョンはどうか。優秀な工業系の事業者が町内にあるから数十年来、町は普通地方交付税の不交付団体である。しかし、今後も永久的に約束されているわけではない。町がどうやって生き残るのかという姿勢が見えない。工業が必要であると考えたら、インターチェンジにより交通の便が良くなることもあるし、この機に、都市計画区域の見直しを実施し、農振地域を工業地域に指定し、どうぞ来てくださいという姿勢が必要である。ただ、利子補給をして企業の町外流出を防止しているだけでは、企業誘致に対する町の姿勢が見えてこない。魅力がなく、いつかは見捨てられる町になってしまう。発展的なことを考えて、ぜひ、進めていただきたい。

町から出て行ってしまいう企業は毎年どのくらいあるのか。

(田代課長) 大きな企業はほとんどない。

(中嶋主幹) 大きな企業が転出するようなことがあれば、その場所を企業に紹介し、誘致することになる。

(小栗委員) 寒川から出て行きたいと手を挙げた企業があった

<p>⑥町民相談事業</p>	<p>が、国や町と調整した結果、とどまったと聞いている。町から出て行った企業が全くないということではない。</p> <p>(宮内副委員長) 工場が来ることによって雇用が発生し、町の発展につながるものであると考えるので、ぜひ、力を入れてほしい事業である。</p> <p>(金井委員長) 違った観点からだが、インターチェンジ付近の今の土地の用途はどうなっているのか。</p> <p>(田代課長) ほとんどが農地で、一部、河川敷などもある。</p> <p>(金井委員長) 近隣の住民で工業系の企業の進出に反対する方はいないのか。</p> <p>(田代課長) 反対の声は聞いていない。産業振興課では農地についても担当しているが、農地から工業用地に変えていくことは難しい手続きが必要である。対象の農家の方にはそういった説明会を開催しているところである。</p> <p>(金井委員長) まだ、売ってもらっていないのですね。政策的なことを除けば、インターチェンジ付近の農地は用途を変更する必要はない。住居地域などであれば立ち退きなどの措置があろうが、工業を立地しなければならないという必然性はあるのか。</p> <p>(田代課長) 町の将来を考えて企業を誘致した方がいいと考えている。</p> <p>(金井委員長) ただ来て欲しいということではないはず。農地転用が本当に良いのか、企業を誘致するにしてもどういった業種に来てほしいのか、どういった企業は来てほしくないのかなど、企業誘致促進事業という枠組みを超えた部分で、都市計画という大きなテーマとともに十分議論すべきことと考える。</p> <p>(金井委員長) 他にご意見等、ありますか。なければ以上で終了します。</p> <p>(金井委員長) 町民課の「町民相談事業」についてのヒアリングをはじめます。担当課から説明をお願いします。</p> <p>〈事務事業評価シート、概要説明書に沿って説明〉</p> <p>(金井委員長) 質疑をお願いします。</p>
----------------	--

(小栗委員) 事業費自体は大きくないのだが、一番大きく占めているのは、法律相談の弁護士に対する謝礼であるが、これを司法書士に任せることができないか。単価を落とす検討はしているのか。経費の削減はここくらいに感じる。

(山口主査) 相談の内容としては、相続や離婚の関係が多く、法律相談では、トラブルの発生後の相談が多い。相談する側の意向としては、弁護士という資格が、信頼性の面から求められることが多い。

(金井委員長) 受付の窓口においてスクリーニングをしているのか。

(木内課長) 内容を聞いた上で、対応できる資格の方が相談を受ける直近のものに振り分けている。

(金井委員長) 例えば、弁護士と司法書士を隔週にするなどはできるのでは。

(山口主査) 弁護士はトラブルがらみ、司法書士は、手続き関係という棲み分けをしている。

(本郷委員) 説明の中で、法律相談は1ヶ月待ちということだが、それまで待ってもらうのではなく、弁護士会や、県で行う弁護士相談などの案内はしているのか。

(木内課長) 実施している。緊急性や平塚や横浜に出向くことができるかどうかにより他の相談を紹介している。

(金井委員長) 弁護士を紹介するより、消費生活センターを紹介する方が適切であると判断した場合などの案内は。

(山口主査) 内容によってそういった対応もしている。

(金井委員長) 本来、町が行うべき行政相談の件数が非常に少ないが。

(木内課長) 行政相談は、総務省の委嘱をうけた相談員が、国の施策として、国の仕事に対する苦情などへの対応が主な目的である。

(金井委員長) 町民は、行政が実施している事務ということがわかって国なのか、県なのか、町なのかは、わからないための窓口なのか。

(木内課長) 広報紙などでPRを実施している。

(金井委員長) 概要説明書の行政相談の件数、4件は、町の事業に対する苦情などの相談件数は入っているのか。

(木内課長) 町に対する苦情はこの件数に入れていない。町民

が各担当の窓口へ直接出向いたり、町民課の窓口に来た場合は担当課を紹介している。

(金井委員長) どの事務であろうと町民にとっては関係がない。どこかでそういった苦情、相談件数を把握し、仕事をしていることを表すべきではないか。この数字だけ見ると、町に対する意見、不満への対応は行っていないように思われてしまう。町民課の窓口で対応した件数は実際にはどのくらいあるのか。

(木内課長) かなりある。

(金井委員長) それを入れると法律相談よりも多くなるのではないか。

(木内課長) 行政相談といった大きな名称なので、わかりにくくなっている。

(山口主査) 寒川町は、国道など国が管理する土地、施設がないので、相談件数が少ない理由の一つであるかもしれない。

(宮内副委員長) 455万円の事業費で、結果として、町民は喜んでいる、よくやってくれているという認識を持っているか。

(木内課長) 人件費が多くを占めているが、相談全般では消費生活の相談もある。

(宮内副委員長) 140万円程度で、4万7千人の町民の安全を守っていると言えるのか。それでよしとするのか。本来はもっと、相談できる機会を増やしてほしいとか考えているのではないのか。町民は行政にどのくらい期待しているのか。そのあたりは、課長としてどう考えているのか。

(木内課長) もっともっと、充実させていかなければならないと考えている。しかし、財政的に難しいことも確か。平塚や県央、横浜などの県の相談業務と連携を深めることに力を入れている。30分単位の相談ではなく、事案によっては1時間など、深い相談も必要かと思う。

(宮内副委員長) この事業をやめたら誰が困るのか。考えたことはあるか。そこから発想が出てくる。やめてみて、町民から冗談じゃない、相談をやってほしいという声が出ればまたやればよい。

(金井委員長) 人件費の算出方法というのは、どのようにしているのか。従事職員数が0.44人となっているが。

(山口主査)自分の担当で実施しているいくつかの業務と担当の人数との割合で出している。

(金井委員長)全部の仕事を合計すると12人になるということか。

(山口主査)そうです。

(金井委員長)それくらいの人数しか割り振ることができないという現状では難しいかもしれないが、スクリーニングが重要である。相談に要する時間が30分しかないので、事前の事実関係の把握がしっかりとしていないと相談自体の効果が薄くなり、満足度の低い相談になってしまう。相談内容を聞き取る際の相談シートのようなものはあるのか。

(木内課長)電話等での予約を受けている。内容をメモしてその内容を相談員の弁護士等に伝えている。当日、相談者は直接相談員のところへ行き相談をする、というシステムになっている。

(金井委員長)電話でどのくらいのことが聞けているのか。職員数の割合から、あまり詳しく聞き取ることができていないのではないか。論点の抽出はできていないのではないか。

(山口主査)電話での内容確認は、大まかな内容を聴き、どの相談にするかを振り分けるためのもの程度である。

(木内課長)相談される町民の方には、30分しかないので事前に論点をまとめていただき相談に臨むようお願いをしている。

(金井委員長)最少の経費で最大の効果をあげるには、窓口においてある程度法律の知識がある職員が聞き取りをし、論点等を抽出した後には弁護士等に判断を求める、という方法であると考える。

(木内課長)現状は、その場で相対して実施している。

(今井委員)報酬の単価について、弁護士の3万円、司法書士の5千円は破格の額である。本音では町に来たくないのではないか。ただ地域の方に貢献したいというスタンスで協力しているものだと思う。法律事務所などは敷居が高いので、そのため、来ているのだと思う。簡単な方向性だけでも示してあげたいということだと思う。法律相談、司法書士相談、税務相談、行政相談などと分けているが、分けている理由は何か。タイトルがあるため、限定されてしまうようなことにな

っているのではないか。

税務相談の必要性には疑問がある。税務相談の多くは、相談者自身の損得に関する事柄である。例えば、相続の際に相続税がかかるかどうか等である。自分にとって有利な話を聞きたいという相談が多いのではないか。トラブルがあり、行政として、手をさしのべなくてはならないという相談ではないと考える。実際に、件数も少ない。相談者の損得に関する相談は、相談者自らが費用を負担し、相談を受けるべき。

税務相談とは違い法律相談は、お金で図れない部分が多い。税務相談をやめ、もっと法律相談に力を入れるべきではないか。法律相談の件数は増加している。相談回数を増やすことも考える必要がある。

法律相談において成年後見制度も可能なのか。

(山口主査) 手続き的な内容なら司法書士相談で可能である。内容になると法律相談になろう。

(今井委員) 成年後見人制度はこれから必要となるものであると考える。

(山口主査) 司法書士相談は平成20年度までは「登記相談」という名称であった。この名称の場合相談内容が「登記」に限られてしまうが、司法書士の業務として幅広く対応するため「司法書士相談」としている。相談件数も少しずつ増えている。

(金井委員長) 今井委員が言っているのは、法律相談・司法書士相談と分けること自体がどうなのかということでは。法律相談は一本化して、内容により弁護士と司法書士に振り分けた方が効率的ではないかということ。一本化することに法的な問題はあるのか。

(木内課長) 各市町でこのような分け方をしているため、町でもこの形だが、町ではもう少し幅広く受けることができるような環境を考えなければならないと思う。

(金井委員長) お金をかけて実施している事業なのだから、職員の労力は増えるが、相談者の満足度が上がるようなやり方で実施していただきたい。

(宮内副委員長) 町民相談ということは、行政、法律など多岐にわたる相談業務である。町民相談事業の中で、町職員のOBなど、各方面にエキスパートがいる。そういった相談を設

その他

けてもいいのではないか。将来的に検討してはどうか。
(木内課長) 貴重なご意見だと思う。町民相談事業であるから町民相談全体として考えていきたい。
(金井委員長) これで、町民相談事業のヒアリングを終了します。ありがとうございました。

(金井委員長) 前回議事録の確認は、いかがですか。
(樋口副主幹) 署名委員の小栗委員に確認をいただきました。
(金井委員長) この委員会は、各委員それぞれに自己の発言内容の確認はしないのですか。
(樋口副主幹) 各委員への確認手続きは考えていないが、今後はそういった方法とすることも可能である。
(金井委員長) 今後は、各委員に発言内容の確認をしてから署名委員に最終承認を求めることとしたい。
(樋口副主幹) 今後、その方法とします。

(金井委員長) 今回の署名は、私となります。その他、何かございますか。
(樋口副主幹) 次回の会議の日程を調整したい。
(宮内副委員長) 委員評価シートは3月2日(火)までの提出となっているが、できれば今日の発言内容を事務局でまとめていただきその内容を見た上で記載して提出したいが、どうか。
(小川主任主事) わかりました。次回の会議の日程により、議事録案の配付、委員評価シートの提出の日程を決めたい。
(樋口副主幹) 次回の会議は18日、19日か24日を考えている。夜間でも構わない。
(金井委員長) 各委員の日程を考慮して、次回の会議は18日(木)午後6時からとします。

次回までの予定だが、事務局は3月4日(木)までに議事録の案を各委員に配付し、各委員は3月8日(月)までに事務局に委員評価シートを提出することとする。事務局はこれを取りまとめて18日の会議に臨む。18日の会議において意見の摺り合わせを行い、それを事務局でまとめられれば、その次に集まる必要がないかと思うが。
(小島専任主幹) ある程度方向性が定まり、委員さんが集まる

	<p>必要はないということならば、それで良いかもしれない。 (金井委員長) 18日の進み方によりますね。論点が多ければ また集まることとします。 (金井委員長) 以上で本日の委員会を終了します。お疲れ様で した。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>
<p style="text-align: center;">資 料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業評価シート (6事業) 2 概要説明書 (外部評価用) (6事業) 3 シルバー人材センター支援事業に関する補足資料 4 委員評価シート
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>議事録承認委員 金井恵里可 (平成22年3月16日確定)</p>